

## 岡崎公園利用手引書

本手引書は、「岡崎公園利用要項」に基づき、具体的な利用に関する主な質問に対する回答をまとめたものです。「岡崎公園利用要項」と併せて御確認ください。

### □公園の利用全般に係る禁止事項

質問	回答
スポーツをしてもいいですか？	他の公園利用者に危険がある、又は芝生を傷める可能性があるスポーツは禁止します。
→スケートボードはできますか？	公園内でのスケートボードは禁止します。
→球技はできますか？	以下の場合を除き禁止します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼児や小学生の少人数でのボール遊び。(ただし、バットの使用や、チームで行う野球やサッカー等は認めません。)</li><li>・ グラウンドゴルフやペタンク等の球を転がす球技を小学生等の利用が少ない時間(平日の午後2時頃まで)に行う場合</li><li>・ その他、公園の利用及び管理に支障がないと認める場合</li></ul>
動物の連れ込みはできますか？	可能です。ただし、必ずリードを付け、他の公園利用者の迷惑にならないよう留意してください。また糞尿の清掃等は、飼い主及び利用者の責任の下、適切に行ってください。
喫煙しても良いですか？	電子タバコを含め、公園内での喫煙及び喫煙所の設置は、原則として認めていません。周辺の喫煙所を利用してください。
公園でキャンプは可能ですか？	公園でのキャンプは禁止されています。また、イベントの際も、キャンプテントの設置を禁止します。

### □催し等における利用方法について

質問	回答
物品を販売できますか？	専ら営利を目的とした物品の販売及び出店はできません。ただし、京都市の業務と関連する地域自治組織、公共的な団体等が、明らかに地域の公益を目的とする催し物に付随したもので、その催し物の参加者を対象とし、不特定多数の公園利用者等を対象としていないものについては、この限りではありません。また、この場合、物品の内容、種類及び価格が都市公園内での販売として適当なものでなければなりません。
飲食を販売できますか？	物品の販売と同様の条件を満たす場合は可能です。事前に京都市医療衛生センターと調整のうえ、必要な手続を行ってください。営業許可等を確認させていただく場合があります。(「関係連絡先一覧」参照)調理を行う場合には、ブルーシートを敷くなど汚れ防止策を講じてください。また、公園内の排水口に生ごみ等を廃棄しないでください。調理に油や熱湯を使用する場合は、芝生地以外の場所で調理・販売し、販売する物に熱湯を含む場合(ホットコーヒー、うどん等)は、芝生地以外の場所で飲食するように案内してください。

質問	回答
興行で使えますか？	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・ 専ら営利を目的とした興行でないこと 営利性の確認のため、原則として、詳細な収支予算書を御提出いただきます。 ・ 都市公園で行われる行為として不適当な内容でないこと
写真又は映画の撮影で使えますか？	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・ 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所、方法で行われるものであること ・ 都市公園で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと
→ドローン撮影は可能ですか？	可能です。あらかじめ所定の手続きを行ってください。また、周辺の安全を十分に確保したうえで行ってください。
ステージ等の設備や工作物を設営できますか？	可能です。ただし、公園施設を破損又は汚損しないものに限りです。 重量物を設営する場合は、芝生地に設営しないようにしてください。芝生地に軽量物(テーブル、椅子等)を設営する場合は、芝生を傷めないように適切に対策を講じてください。また、舗装エリアについては、通路を2m以上確保してください。
→テント等の設営でペグ(杭)を打つことはできますか？	芝生地も含め可能です。ただし、他の公園利用者にけが等がないよう十分に注意してください。 なお、穴を掘るなど、芝生を傷める行為は禁止しています。
自動車等の乗り入れはできますか？	催しに必要な物品等の荷降ろし・荷積みのための一時乗り入れは可能です。 乗り入れは冷泉通側からのみ可能です。 公園内の車両の留め置きはできません。岡崎公園地下駐車場や周辺の駐車場を御利用ください。 キッチンカー等、催しに必要な車両は、図面に明示したうえで申請ください。許可を得たうえで車両を留め置く場合であっても、公園の通常利用に支障を及ぼさないよう、十分に配慮していただく必要があります。 車止めを抜いた場合、穴を塞ぐための蓋等で閉じてください(蓋は貸出しています)。 特定中型自動車での乗り入れをご希望される際は、事前にご相談下さい。 岡崎公園の北側の冷泉通、南側の二条通は特定中型自動車(車両総重量8t以上、もしくは最大積載量5t以上のトラック等貨物自動車(バスは除く))以上で搬入出される場合は事前に川端警察署で「通行禁止道路通行許可」の手続きが必要です。 その他、安全確保のため、事前に警察への連絡・届出等が必要になる場合があります。(「関係連絡先一覧」参照)。
キッチンカーの利用に制限はありますか？	原則1台、理由によっては2台まで設置可能です。
神宮道は利用できますか？	原則神宮道中央への設置物の設置や神宮道を塞いでのご利用はできませんが、参道としての機能を妨げない範囲では利用可能です。 神宮道から東西に延びる通路を塞いでの使用はできません。
火気を利用できますか？	屋台やキッチンカーでの調理で利用する場合以外は、原則として火気の利用はできません。 火気器具等を使う場合は、消火器の準備及び届出が義務付けられているため、事前に消防署に連絡・相談してください。(「関係連絡先一覧」参照)
音・光が出る催しを行えますか？	大きな音や光が出る行為(準備、リハーサル等含む)も含め、午前9時から午後8時までの間に限り可能です。 ただし、ロームシアター京都(ローム・スクエア含む)・京都市京セラ美術館等、近隣施設の催し物に干渉しないよう、また、近隣の住居・店舗等の環境が損なわれないよう配慮いただく必要があります。 また、特にロームシアター京都の催し物と干渉する場合は、劇場と都市公園という各施設の目的に鑑み、原則として、ロームシアター京都の催し物を優先することとします。 ※騒音に関する規定(岡崎公園利用要項5(1)ウ)も参照してください。

質問	回答
ワイヤレスマイクは使用できますか？	ワイヤレスマイクを使用頂くことは可能です。 ただし、ロームシアター京都、みやこめっせ等の近隣施設との使用周波数の調整を申請者で行って下さい。
募金の呼びかけ、署名活動等はできますか？	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・ 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること ・ 公共の福祉に反しないものであること ・ 公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること
はり紙、はり札その他の広告物を掲示できますか？	以下の条件を満たす場合は可能です。 ・ 公園又は公園施設の管理上支障を及ぼすおそれがないもの ・ 公序良俗に反しないもの ・ 法令(条例を含む。)の規定に違反しないもの ・ その他、公園の設置目的に照らして適当と認められるもの
→ 掲示板等の掲示場所はありますか？	掲示板・サインボード等の掲示場所はありません。立て看板等を御用意ください。 なお、地面に穴を開けるような立札は御利用いただけません。
→ 樹木等に張り紙等をして良いですか？	可能ですが、樹木等を傷めない対策を施していただくこと、原状復帰していただくことが条件となります。
利用期間中の夜間に、公園内に資材等を置いておくことは可能ですか？	可能です。ただし、盗難等の被害に対する責任は負えませんので、必要に応じて警備員を配置するなど、利用者の責任の下で保管してください。また、資材等の周辺にライトを設置するなど、事故防止のための対策を行ってください。
催しの告知・広報に協力してもらえますか？	京都岡崎魅力づくり推進協議会に事前に御相談ください(「関係連絡先一覧」参照)。

□ 設備等の利用について

質問	回答
電気は使用できますか？	催しで利用可能な電源設備(コンセント盤)を2箇所に設置しています。それぞれコンセントの差込口が10口あり、1口当たりの容量は1500W程度です。 ケーブルを這わせる際は、事故防止のために養生を行ってください。 なお、停電等の不可抗力により、催しに影響が生じた場合は、本市ではその責任を負いかねますので、予め御了承ください。 また、感電等の事故の被害に対する責任は負えませんので、利用者の責任の下、十分に安全対策を実施してください。
→ 発電機の持ち込みはできますか？	可能です。持ち込みを行う場合は、以下の点に留意してください。 ・ 燃料の取扱いには十分に留意すること (必要に応じて、左京消防署と協議を行ってください(「関係連絡先一覧」参照)。) ・ 公園利用者などが燃料や発電機などに触れて怪我をすることがないように、十分に安全を確保すること ・ 芝生地に発電機を置かないこと ・ 発生する熱風が芝生に当たらない場所に設置すること
給水設備はありますか？	公園内の給水設備は一般の公園利用者の水飲み場のみです。催し物で必要な水は利用者で御用意ください。

質問	回答
排水設備はありますか？	公園内の排水設備は、水飲み場の排水設備と雨水用の排水設備のみです。調理に用いた廃水等を処分することはできませんので、お持ち帰りください。
貸出設備・備品はありますか？	ありません。 放送設備、照明設備、音響設備、テント、テーブル、椅子、立て看板等、必要な設備・備品については、全て利用者で御用意ください。
控室・屋根のあるスペースはありますか？	ありません。公園の利用範囲は、屋外スペースのみです。 必要な場合は、別途ブースを設置いただくなど、利用者で御用意ください。
公園のトイレの不具合(故障、汚れ等)に関する連絡先はどこですか？	京都いつでもコールに御連絡ください(「関係連絡先一覧」参照)。

□使用料について

質問	回答
天候不良により催しを中止しました。使用料は還付されますか？	京都市が以下に該当すると判断した場合に限り、使用料を還付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>公園内において、園路の大規模な損傷や倒木などの被害が発生しており、公園利用者の安全が確保できないと認められる場合</li> <li>台風の接近や大雪などにより、京都市域において、継続的に大雨、大雪、暴風警報等の発令が見込まれる場合</li> </ul> ※ 使用の中止を決定した場合は、速やかに岡崎公園利用担当まで連絡してください。その際、使用料の還付を希望する場合は、お申し出ください。

□その他

質問	回答
ごみの処理はどうすればよいでしょうか？	ごみが出る催し物については、ごみ箱を設置してください。 ごみ置き場はありません。また、ごみの一時保管・処理代行等はありません。利用後は利用者が清掃をしっかりと行い、ごみは持ち帰ってください。 清掃・原状復帰がなされていない場合は、改めて清掃・原状復帰を行っていただくとともに、次回からの利用を認めません。
環境に配慮したイベントとしたいが、どのような取組ができるでしょうか？	京都市では、「京都市認定エコイベント登録制度」、「リユース食器利用促進助成金制度」、「分別リユースごみ箱無料貸出」などの制度により、市内イベントのエコ化の推進に取り組んでいますので、御活用ください。 詳細は、京都市環境政策局ごみ減量推進課にお問合せください。(「関係連絡先一覧」参照)
→「京都市認定エコイベント登録制度」とは？	京都市が定める「イベントのエコ化を推進するための5つのポイント」のうち、1項目以上に取り組んでいれば「京都市認定エコイベント」として登録することができます。登録されたイベントは、京都市のホームページで御紹介します。

質問	回答
→「リユース食器利用促進助成金制度」とは？	市内の自治会・町内会、NPO、学校などの非営利団体が市内で開催するイベントにおいて、リユース食器を用いて延べ100食以上の飲食物を提供する場合は、リユース食器のレンタル費用や送料など、レンタルに係る費用の2分の1を助成します。 ※「京都市認定エコイベント」としての登録が必須です。
→「分別リユースごみ箱無料貸出」とは？	各区役所・支所内のエコまちステーションにおいて、分別リユースごみ箱の無料貸出しを行っています(45L、90L、120L の 3 種類)。ごみの分別表示板もありますので、御活用ください。 ※数に限りがありますので、利用状況によって貸出しできない場合があります。

【関係連絡先一覧】

関係先	連絡先
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	075-222-3119
ロームシアター京都	075-771-6051
京都市環境政策局ごみ減量推進課	075-213-4930
京都市医療衛生センター	075-746-7211
左京消防署	075-723-0119
川端警察署	075-771-0110
京都岡崎魅力づくり推進協議会	075-702-1021 (京都市左京区役所地域力推進室内)
京都いつでもコール	075-661-3755